

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」について

神戸町では住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度を4月1日から実施します。

この制度は、事前に登録した人に対しその人の住民票の写し等を第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者に対し通知する制度で、住民票等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的に実施します。

- 登録できる人： 神戸町に住民登録している方
神戸町の戸籍または戸籍の附票に記載されている方
- 通知の対象： 本人の代理人や第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付したとき（ただし、弁護士・司法書士等の特定事務受任者の紛争処理や国や地方公共団体からの請求などの場合は除く）
- 登録機関： 登録者名簿に登録をした日から3年間（引き続き再登録できる）
- 登録申込： 本人確認ができる書類（運転免許証・写真付きの住基カード・パスポート等）を持参のうえ、住民環境課へ

※問合せ先 住民環境課住民係（内線112）